

令和8年度 兵庫県立赤穂特別支援学校

会計年度任用職員(介助員)の募集について

1 募集職種、採用予定人員等

- (1) 職 名 介助員
- (2) 採用予定人員 2名
- (3) 主な職務内容 ①児童生徒の通学時におけるスクールバス添乗介助
②校内における児童生徒の移動・身辺処理・学習活動等に関する介助業務
③その他、校長の命ずる業務
- (4) 勤務形態 週29時間の範囲内で学校長の指示する時間 ※シフト制

2 応募資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方
- (2) 任用の日に兵庫県立赤穂特別支援学校で勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) 心身障害児教育に対する深い理解を有する方

3 選考方法

- (1) 選考方法 所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日 時 応募書類受領後、別途通知します。
- (3) 場 所 兵庫県立赤穂特別支援学校

4 申込先及び申込方法

事前に電話連絡後、応募書類の「申込書兼職務経歴書」(写真貼付)を持参又は郵送してください。
郵送の場合は、封筒の表に「介助員応募書類在中」と朱書きしてください。
※応募書類は返却しませんのでご注意ください。

(申込先)

〒678-0252 赤穂市大津1305番地
兵庫県立赤穂特別支援学校 事務室
TEL:0791-43-9266

5 選考結果の通知

通知方法、通知日は面接日にお知らせします。

6 採用予定時期

- (1) 採用は原則として令和8年4月1日(水)です。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。
- (3) 採用予定人員に達しない場合でも、試験成績が採用基準に満たないと判断した場合は、合格者としていないことがあります。

7 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を限度に更新される場合があります)

8 勤務条件等

- (1) 報酬 月額162,700～184,500円(地域手当を含む)
※報酬額の算定は、職歴により個別に決定します。
なお、報酬額の事前の個別照会には応じられませんのでご了承ください。
- (2) 期末手当 年間計2.5月(6月期1.25月、12月期1.25月(在職期間に応じた割り落としあり))
- (3) 勤勉手当 年間計2.1月(6月期1.05月、12月期1.05月(在職期間に応じた割り落としあり))
- (4) 通勤旅費 通勤に要する交通費は、「会計年度任用職員取扱要領」の定めるところにより、実費相当分を支給(支給限度額の設定あり)
- (5) 勤務時間 7時00分～16時10分の間の5時間48分、または6時間30分
(休憩45分～2時間35分) ※令和7年度実績
*介助内容により就業時間・休憩時間に変動があり
*詳細については、面接時に説明します
- (6) 休日等 土、日、祝日、及び児童生徒休業日
- (7) 休暇 「会計年度任用職員取扱要領」の規定に基づき、年次有給休暇・特別休暇等を付与
- (8) 社会保険等 健康保険・厚生年金・雇用保険加入、労働者災害補償保険適用
- (9) 条件付採用 改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、条件付採用(1月間)が適用され、条件付採用期間中の勤務状況を把握し、正式採用の可否を判断します。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、次のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。